

水木しげる壁画展示用額縁製作等委託業務仕様書

地域社会振興部美術館

1 名称等

- (1) 委託名： 水木しげる壁画展示用額縁製作等委託業務
- (2) 委託期間： 契約の日～令和6年9月30日（月）

2 委託概要

- (1) 旧水木しげる記念館内にあった壁画計7点を、鳥取県立美術館2階ギャラリーエリア等で展示するための可動式額縁製作・搬入作業
 - (2) 旧アクリル板及びその固定金具の除去・廃棄作業
 - (3) 納入した額縁パーツに壁画を固定し、額縁を組み立てる作業
- (注1) 全ての作業において、使用する接着剤は、ホルムアルデヒドの発生を抑えるよう考慮されたものとする。

3 各作業期限

- (1) 額縁製作・納入期限： 令和6年9月10日（火）
 - (2) 旧アクリル板等除去等、額縁パーツと壁画との固定、額縁組み立て期限： 令和6年9月20日（金）
- (注1) 日程は、当館の都合により若干変更する可能性がある。

4 納入場所

鳥取県立美術館（倉吉市駄経寺町2-3-12）荷解場（1階）

5 旧水木しげる記念館内にあった壁画計7点を、鳥取県立美術館2階ギャラリーエリア等で展示するための可動式額縁製作・搬入作業

- (1) 7点の壁画①、②、③、④、⑤、⑥、⑦に関する基本情報は、別紙1：水木しげる先生直筆壁画各種詳細情報及び作業概要一覧を参照。
- (2) 7点の壁画の状態やサイズに合わせて作成する額縁の各パーツの図面や寸法、詳細な指示は、別紙2及び別紙3を参照。図面が変更される場合があるので、受託業者は落札後に当館担当者と事前打ち合わせを行い、変更点がないかどうか確認すること。
- (3) 全ての額縁の製作を行う前に、担当者立ち会いのもとで、別紙1を参照しながら、7点の壁画全てを実測すること。とくに、製作する額縁のパーツのうち、マット部分と、一番外側の額縁部分は、いびつな形状の壁画の絵柄に合わせて不定形にカットして製作するため、製作時の参考資料として壁画の写真を撮影することが望ましい。
- (4) 壁画を額縁に格納する際に、壁画を取り付け金具等によって固定するベースは、コンパネ（12mm）と角材等を使用して作成すること。ベースの寸法は、取り付け金具等や額縁部分をベースに固定するためのスペースを考慮した、余裕のある寸法とすること。
- (5) 壁画をベースに固定するための取り付け金具（木ネジ付き）は、壁画ごとに厚みが異なるため、壁画ごとに金具取り付け位置を担当者と協議し、取り付け箇所の厚みを実測の上、金具を作成すること。

- (6) 壁画①、②、⑤は、相当の重量がありかつ脆弱であるため、壁画の底辺はベースに強固に固定した受け木（コンパネと角材等を使用して作成）に直に乗るかたちとすること。壁画を受け木に乗せた際、壁画が受け木からずれ落ちないように、壁画1点につき固定板（コンパネ：70×300×12mm、木ネジ付き）3枚を用意すること。
- (7) 壁画のうち、裏板がある壁画①、②、③、④、⑥、⑦は、ベースとの接合強化のために、ベースと裏板を数箇所直接固定できるよう木ネジを用意すること。
- (8) ベースの天地（高さ）は、壁画①、②、③、⑤、⑥、⑦は2,150mm程度、壁画④は2,200mm程度とすること。
- (9) 壁面固定器具（木ネジ付き）は、壁画①、③、④、⑤、⑥、⑦は1点につき1個、壁画②は1点につき2個作成すること。なお、上記以外に予備として2個作成すること。
- (10) 壁面固定器具の天地（高さ）は、①、②、③、⑤、⑥、⑦は92mm程度、壁画④は192mm程度とすること。
- (11) 仕上げについて、額縁の外側部分には白い紙クロスを貼ること。マットはシナベニヤ塗装品とすること。いずれも製作に入る前に当館担当者と打ち合わせを行うこと。ベースの壁画取り付け面にクロス等を貼る必要はない。

6 旧アクリル板及びその固定金具の除去・廃棄作業

- (1) 作業の詳細は別紙1を参照。壁画①については、壁画上部の余分な外枠（木製）を切断する必要がある。

7 納入した額縁パーツに壁画を固定し、額縁を組み立てる作業

- (1) 美術館への納入時は、額縁等の各パーツは分解した状態で、壁画ごとにまとめて搬入すること。
- (2) 本作業、及び上記6の作業は、美術館内の荷解場で行い、完了までには最大3日間を予定すること。
- (3) 本作業、及び上記6の作業は、当館担当者立ち会いのもと、別途当館が手配する輸送展示専門業者とともに上記3(2)の期限までに行うこと。その詳細な日程は担当者と調整すること。

8 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

9 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

10 請求課名 鳥取県地域社会振興部美術館

担当者名 三浦努（学芸担当参事）

電話番号 0857-26-8045（駐在場所の県立博物館美術振興課）

メールアドレス miurat@pref.tottori.lg.jp